



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月2日（火） 第9880号

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	2
○群馬県建築士審査会運営規則の一部を改正する規則（同）	2
人事委員会公告	
○令和3年度群馬県警察官A等採用試験の実施	3

■規則

群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十号

群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

群馬県宅地造成等規制法施行細則(昭和四十三年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「~~イロ~~」を「~~イロ~~」に改め、「~~ロ~~」を削り、「~~ハ~~」を「~~ハ~~」に改める。
別記様式第六号中

検査員職氏名印

ロ

を

検査員職氏名

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている協議書の様式については、改正後の別記様式第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県建築士審査会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十一号

群馬県建築士審査会運営規則の一部を改正する規則

群馬県建築士審査会運営規則(平成二十六年群馬県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「押印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県警察官A等採用試験を次のとおり行います。

令和3年3月2日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官A（男性）（31名程度）、警察官A（女性）（6名程度）、警察官A（男性）特別（10名程度）、警察官A（女性）特別（4名程度）、警察官B（男性）特別（12名程度）及び警察官B（女性）特別（4名程度）
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たります。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴
 - ア 警察官A（男性） 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - イ 警察官A（女性） 昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - ウ 警察官A（男性）特別 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、令和3年10月1日から勤務可能な人で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和3年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - エ 警察官A（女性）特別 昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、令和3年10月1日から勤務可能な人で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和3年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - オ 警察官B（男性）特別 昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性で、令和3年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和3年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - カ 警察官B（女性）特別 昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性で、令和3年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和3年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条の規定に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 令和3年5月9日（日）
 - 群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）
 - 群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）
 - 県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番1号）
 - 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
- (2) 第2次試験 令和3年6月に前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）
- (3) 第3次試験 令和3年7月に群馬県庁で実施の予定（試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

- (1) 第1次試験
 - ア 教養試験（択一式）
 - イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、第2次試験で行います。）
 - ウ 資格技能審査
- (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 体力検査
- (3) 第3次試験
 - ア 人物試験
 - イ 身体外形検査
 - ウ 身体精密検査
- (4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。
 - ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
 - イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。
 - ウ 聴力 職務遂行に支障がないこと。
 - エ 五指関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

- (1) 受験案内の配布場所
 - ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。
 - イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官A等試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬

県警察本部警務課まで請求してください。

(2) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に63円分の切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和3年3月15日（月）から同年4月1日（木）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和3年3月15日（月）から同年4月2日（金）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 令和3年4月16日（金）頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月23日（金）までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みをした場合 令和3年4月16日（金）頃、受験票を発送しますが、同月23日（金）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A（男性・女性）は令和4年4月1日の予定です。警察官A（男性・女性）特別及び警察官B（男性・女性）特別は令和3年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A及びA特別採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
